# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務 目評価書	基礎項

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、肝炎医療費助成事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

鹿児島県知事

### 公表日

令和5年6月14日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

- 1274								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務							
②事務の概要	事務概要:肝炎患者が医療費助成を受けるための申請に係る認定事務(更新・変更申請, 記載事項の変更届出及び認定取り消しに関する事務を含む) 具体的事務:①申請受付(新規・変更・更新) ②届出受付(転入・変更) ③ 支給認定 ④ 受給者証交付 ⑤ 医療機関・薬局との協定締結							
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、統合宛名管理システム、中間サーバー							

#### 2. 特定個人情報ファイル名

申請者(患者)の課税情報及び住民票情報

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第2項 番号法第9条第1項 別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1の 項5号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3 条第5項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の	有無	[	実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上	の依拠	番号法 番号法	第19条第9号	別表第二120 <i>0</i>	O項 る事務及び情報を定める命令 第59条の3

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	くらし保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 くらし保健福祉部健康増進課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2724</mark>

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人я	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和5年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か			令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目記	評価書又は全項	3) 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_			
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				[ 0 ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供		[ O ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接		[ O ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
8. 監査									
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	] 内部監査	[ ] <b>射</b>	部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい	る			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和2年5月25日	表紙評価書名	肝炎医療費助成事務	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事 務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	肝炎医療費助成事務	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和3年5月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 97の項	番号法第9条第1項 別表第一 98の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和3年5月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第7号 別表第二119の項	番号法第19条第7号 別表第二120の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和3年7月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第7号 別表第二120の項 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第二120の項 番号法第19条第9号	事後	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行条例 別表 第110項4号 行政手続きにおける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行条例施行規 則第3条第4項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第11の項6号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3条第5項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)